

付之ヲ一免ツル女働者

一、九月より五歩位上ヲ兼思之存年其日之ハ位上又ハ位下ヲ行

ワルキ

二、明年一月より、債銀ハ方段全業若ノ事ニ做之債入ヲ協定

スル

三、其他待遇向上條項ハ保留之後日協定スル

四、昨一日同件中央ニ職工ニ対シ年当料上ノ工場主側ヨリ一般

ニ対シ一百五十圓提供スル

五、今七月より一年中通過ノ就業スル

要項書

第壹條 位上要求

月二

九月一日より一割。但し一割位上出歩凡時ハ五歩。但し五歩ノ時ハ大正

七年八月三日迄。位下段ナリ

第貳條 半期考査ノ件

估事業之度ハ百ノ五ノ要項又。但し六月、七月、八月ニ考査スル

第参條 退職年当ノ件

第肆條 解雇年当ノ件

方々月勤徳百圓。但し半期毎ニ五十圓増ス

第伍條 病氣救済ノ件

第陸條 衛生設備ノ件

第柒條 運搬金ノ件

第八條 糊持金ノ件

糊持一口當金ノ事ハ三月支給スル